

早稲田イーライフ札幌 第1号通所事業 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所

事業所名	早稲田イーライフ札幌
所在地	札幌市東区北 26 条東 4 丁目 1-1 酒井ビル
電話番号	0 1 1 - 7 9 0 - 7 9 8 6
事業者指定番号	0 1 7 0 2 0 4 0 9 3
法人種別・名称	株式会社 ジュネリカ
代表者名	代表取締役 西原 潤
電話番号	0 1 1 - 7 9 0 - 7 7 6 7

(2) 事業所の職員体制

令和 7 年 5 月 1 日現在

従業員の職種	員数	区分				事業所の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	介護福祉士
看護職員	3				3	1	正看護師、准看護師
介護職員	3		2	1		1	介護福祉士、ヘルパー - 2 級等
機能訓練指導員	3				3	1	正看護師、作業療法士理学療法士等
生活相談員	2		2		1	1	社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事任用資格、介護支援専門員
介護支援専門員							介護支援専門員
保健師							保健師

(3) サービス提供時間

営業日	提供時間帯
月火水木金曜日	9:00～11:30 の2時間程度 13:30～16:00 の2時間程度

休業日 日曜日、祝日 8月14日～16日、12月29日～1月3日

尚、ご利用日が祝日であった場合の振替は原則行っておりません。

2. サービスの内容

種類	内容
健康チェック	・ 看護・介護スタッフによる健康チェックを毎回行います。 検査項目：血圧・脈拍・体温
水分補給	・ 水分の補給を毎回行います。(利用者の状態にあわせ随時職員より促します。)
運動器機能向上サービス 個別機能訓練サービス 口腔器機能向上サービス	・ 機能訓練指導員・看護介護職員によりサービスを行います。 ・ 看護介護職員がサービスを行い、看護職員が評価します。
相談及び援助	・ 利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

サービス提供記録の保管：この契約の終了後2年間保管します。

サービス提供記録の閲覧：営業日の午前10時から午後4時までいつでも閲覧できます。

3. 利用者負担金

- (1) 利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額の1割となります。
- (2) 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の料金は、事業者が別に定めた金額が利用者の負担となります。
- (3) 診療費・検査費・医薬品費の支払いは、医療費としての個人負担となります。
- (4) おむつ代については別途1枚10円いただきます。

4. 利用料の支払い方法

- (1) 事業者は、当月利用料金の合計請求金額と口座振替予定のご案内を翌月15日までに利用者に付します。口座振替日は原則翌月22日です。
尚、振替は大同生命関連会社である日本システム収納(NSS)が代行致します。
- (2) 手続きの都合上、口座振替が間に合わない場合や口座振替が出来ない場合は、請求書を発行いたしますので現金にて翌月月末まで当施設にご持参下さい。

- (3) 事業者は、利用者から利用料の支払いを受けた場合は利用者に対し領収書を発行します。口座振替時には振替完了確認後（翌月月末頃）にお渡しいたします。

5. サービスに関する相談・苦情

利用者からの相談・苦情等に対する窓口を以下の通り設置し、迅速かつ適切に対応いたします。

- (1) 介護予防スタジオ 早稲田イーライフ札幌

管理者・生活相談員 中村 祐樹

電話 011-790-7986

FAX 011-790-7987 Eメール: goiken@junerika.co.jp

(株)ジュネリカ・児童福祉・介護ご相談窓口 0120-107-346

- (2) 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課電

話 011-211-2972

高齢者・障がい者生活あんしん支援センター（あんしんセンター）電話

011-632-0550

- (3) 北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保

険課企画・苦情係

電話 011-231-5175（土・日・祝・年末年始を除く9時～17時）

6. 事故発生時の対応

- (1) 介護予防スタジオ 早稲田イーライフ札幌（以下「事業所」という。）において、利用者に対する第1号通所事業および介護予防通所介護サービスの提供により、万一事故が発生した場合は市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業者等に連絡し、早急に必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所において、万一事故が発生した場合は事故の状況および事故に際して、事業者がとった処置について記録し保存するものとする。
- (3) 事業所において、利用者に対して介護予防・通所介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。
- (4) 事業所において、万一事故が生じた際には事業者はその原因を解明し再発生を防ぐための対策を至急講じるものとする。

7. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

株式会社ジュネリカが開設する介護予防スタジオ 早稲田イーライフ札幌（以下「事業所」という。）が行う指定第 1 号通所事業および指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要支援および要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定第 1 号通所事業および指定介護予防通所介護事業を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の通所介護従業者は、要支援および事業対象者状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2、事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

8. 免責事項

介護予防スタジオ 早稲田イーライフ札幌の利用にあたり、ご本人様の身体状況等から懸念される下記事項について双方承諾します。

- (1) 早稲田イーライフ札幌は介護保険および日常生活支援総合事業適応事業所で、ご利用様の自立を支援する施設と位置付けられています。職員体制上、常時マンツーマンでの対応は行っていないこと。又突発的な病状の急変・悪化等への対応・処置には限界がございますことをご了承ください。
- (2) 十分注意はしておりますが、上記趣旨及び体制から、マシン移動時や送迎車輛乗降時、体操時などにスタッフの指示を無視する危険な行為や自発的な行為による転倒等をされた場合、早稲田イーライフ札幌の備品・設備の不備等に起因する場合を除き契約書第 7 条には該当しないものとします。
- (3) ご利用中の身体的状況等により、他のご利用者様との集団活動が困難と認められる際は、契約書第 12 条に関わらずご利用の一時中止又は中止させていただきます。早稲田イーライフ札幌のサービスの開始にあたり、利用者に対して契約書、契約書別紙及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

[事業者] 事業者住所 北海道札幌市東区北 2 6 条東 4 丁目

1 - 1 事業者名 株式会社 ジュネリカ

代表取締役 西原 潤

事業所住所 北海道札幌市東区北 2 6 条東 4 丁目 1 - 1

事業者名 早稲田イーライフ札幌

代表者名 管理者 中村 祐樹 印

[説明者]

所 属 早稲田イーライフ札幌

氏 名 _____ 印

私は、契約書・契約書別紙及び本書面により、事業者から早稲田イーライフ札幌のサービスについての重要事項の説明を受けました。

[利用者]

住 所

氏 名 _____ 印

[利用者代理人（選任した場合）]（続柄： ）

住 所

氏 名 _____ 印